

税の優遇措置について

【法人の場合】

特定寄付金

この寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、次の額を限度として損金に算入することができます。

$$\text{損金算入限度額} = (\text{資本等の金額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$$

「本法人発行の領収書」と「特定公益増進法人証明書（写し）」によって手続きすることができます。

「特定公益増進法人」への寄付金の損金算入限度額（参考）

	損金算入例①	損金算入例②	損金算入例③	損金算入例④
資本等の金額	500万円	1,000万円	3,000万円	1億円
当該年度所得	100万円	300万円	500万円	1,000万円
損金算入限度額*	40,625円	112,500円	212,500円	500,000円

※ 上記の損金算入限度額を超えた部分の金額については、一般寄付金の損金算入限度額まで損金に算入できます。

$$\text{損金算入限度額} = (\text{資本等の金額} \times 0.25\% + \text{当該年度所得} \times 2.5\%) \times 1/4$$

詳しくは、所轄税務署にお問い合わせください。

神奈川県 神奈川大学 総務部募金課
〒221-8686
神奈川県横浜市神奈川区六角橋 3-27-1
TEL : 045-481-5661 (代) [内線 2155]
FAX : 045-481-2741
E-mail : bokin-jml@kanagawa-u.ac.jp